

製品安全規制の改正事項

平成30年3月19日 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

1. モバイルバッテリーの規制対象化について [電気用品安全法]

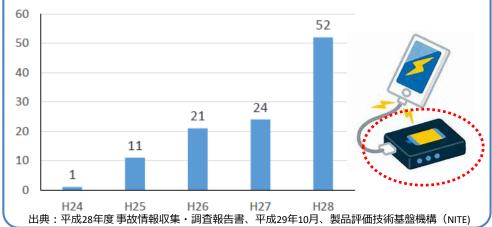
○近年事故が多発している、いわゆるモバイルバッテリーについては、電子機器類の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものであると解されることから、本年2月1日付けで通達 ^[注] を改正し、**電気用品安全法の規制対**象であることを明確化。

[注] 電気用品の範囲等の解釈について(平成24・03・21商局第1号)※商務流通保安審議官通達

1. 通達改正の背景

- ① 電安法の規制対象品については政令で定義され、運用上の詳細は、通達において公開されているが、<u>モバイルバッテリーの対象・非対象については、改正</u>前の通達ではどちらとも読める内容。
- ② しかしながら、**モバイルバッテリーについては、近年、事故が急増**しており、また**電子機器の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものと解される**ことから、今回、通達を改正し、**規制対象であることを明確化**した。

年度別 モバイルバッテリー事故発生件数 ※非重大製品事故を含む



2. 経過措置期間

今回の規制対象化にあたり、モバイルバッテリーの製造・輸入事業者には、技術基準適合や、出力電圧・外観についての全数検査等が新たに義務付けられ、販売事業者にはPSEマークの付されたものの販売が義務付けられる。

事業者の準備状況を踏まえた結果、**平成31年1月31日 までの1年間を経過措置期間**とし、**この間は、これまでの扱いによることもできる**こととする。

※改正・経過措置期間のスケジュール

改正日: 平成30年2月1日

モバイルバッテリー:非対象

モバイルバッテリー:対象

経過措置期間(1年間)

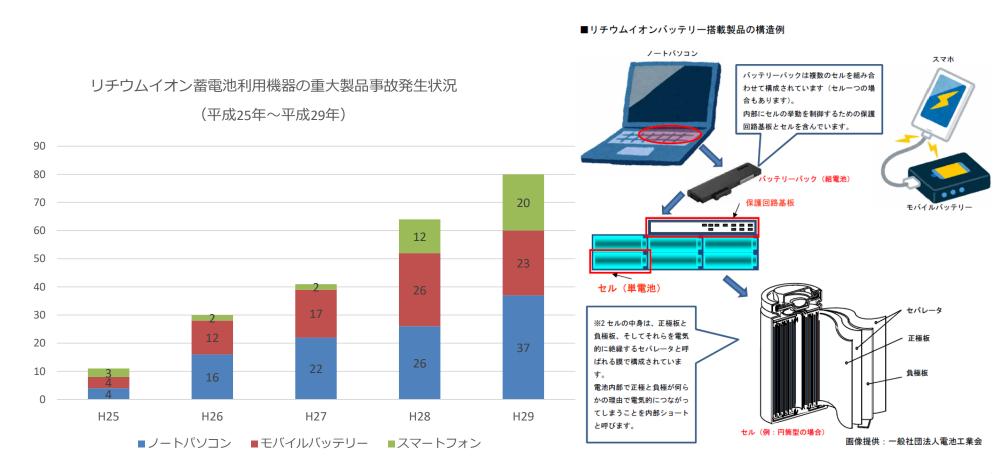
- 義務を果たさずとも、違反は問われない
- ・PSEマーク無しでも販売できる

経過措置期間の終了 改正日: 平成31年1月31日

1

(参考)ノートPC、スマートフォンによる事故動向について

- ○モバイルバッテリーのほか、**ノートパソコン及びスマートフォンの製品事故も増加傾向**にある。
- ○これらの機器については、事業者によるバッテリーマネジメント機能の導入や事故契機のリコール等の自主的な安全 対策が進む一方で、事故件数の増加が止まらないことから、事故の原因究明や再発防止対策の調査に着手し、安 全規制上の取り扱いを検討する。



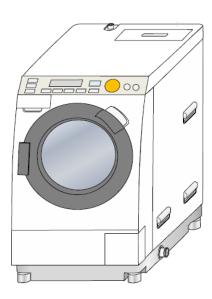
2. ドラム式電気洗濯機の基準改正について [電気用品安全法]

○ ドラム式電気洗濯機について、近年の事故事例を踏まえ、通達 [注] を改正し、**内側から前面のドアが開けられる構 造であることを義務付ける要求事項を追加**する。

[注] 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)※商務流通保安審議官通達

1. 本改正の背景

- ① 洗濯物を機器の前面から投入する電気洗濯乾燥機、いわゆる、ドラム式電気洗濯機が我が国でも普及しつつあるが、近年、洗濯機に子供が入りドアが閉まった際、内部から開けられないため、死亡にいたる事故が発生している。
- ② このため、電安法基準を改正し、ドラム式電気洗濯機の前面ドア が内側から開けられる構造であることの義務づけを行うもの。



2. 改正の概要

技術基準省令解釈通達の別表第8の2(48)の構造の項に、次の要求事項を追加する。

● 開口寸法が200mmを超え、かつ、ドラム容量が60リットルを超える前面解放扉付きの電気洗濯機の場合、 通電していないとき、又は待機モードにあるとき、70Nの 力で、閉じた扉を内側から開けられる構造であること。

なお、同様の要求事項は国際規格(IEC)に追加されており、これに準拠したJIS C9335-2-7(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性:電気洗濯機の個別事項)の最新版(2017)も、併せて整合規格として採用する予定。

3. 改正の時期

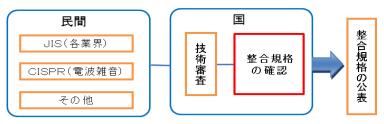
今後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て改正予定。

3. 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、JIS等公的規格が性能規定(省令)を満たしているかを確認するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループを設置。
- 前回の製安小委(H29年6月)以降、同WGを2回開催し、計26規格のJIS等について、整合規格としての採用を確認。

1. 電気用品整合規格検討WGの概要

- (1)性能規定化のため、電安法では技術基準省令を改正(H26.1.1 施行)。 事業者における技術基準適合確認の便を図るため、整合規格の整備に当たって は最新の技術を反映させた JIS等公的規格を取り込み、性能規定(省令)を満 たす「整合規格」として整備。
- (2)整合規格案について総合的な観点から評価を行うため、製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ」を新設することについて、第1回製品安全小委員会で承認頂いたところ。



2. WGメンバー

整合規格原案の確認のための体制のイメージ

(座長) 三木 明治大学理工学部教授

次のような各分野を代表する専門家12名で構成。

- 電気用品の各分野(設備、回転機、絶縁、電気製品)
- IEC/ISOの国際標準化
- 電気分野の認定認証
- 電波雑音(EMC)
- リスクアセスメント
- 消費者

3. WG開催状況

第1回WG(平成26年2月21日) : 15規格

第2回WG(平成26年5月28日) : 9規格

第3回WG(平成26年10月29日): 5規格

第4回WG(平成27年4月20日): 9規格

第5回WG(平成27年7月22日) :13規格

第6回WG(平成28年5月27日):16規格

第7回WG(平成28年8月5日) : 15規格

第8回WG(平成28年11月9日) : 4規格

第9回WG(平成29年2月1日) : 6規格

第10回WG(平成29年5月11日):20規格

第11回WG(平成29年9月7日):20規格

(内訳)

- ・採用済みのJIS等を、最新版の規格に置き換えるもの:19規格
- ・暫定規格(※)を、JISに置き換えるもの: 1規格

※暫定規格: 解釈通達の別表第12の別紙

<u>第12回WG(平成30年1月23日): 6規格</u>

(内訳)

- ・採用済みのJIS等を、最新版の規格に置き換えるもの:3規格
- ・新たに、」ISを採用するもの: 3規格

4. 整合規格の採用

新たに追加する整合規格については、WGでの確認後、 順次技術基準解釈通達の別表第12を改正する形で採用。

4. 屋外式カートリッジガスストーブの規制対象化について①

[液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律]

- ○近年、アウトドアでの使用ニーズの増加等により、屋外式カートリッジガスストーブが普及し、<u>粗悪品の流通</u>や<u>屋内等で</u> の誤使用による事故等が発生。
- ○屋外式ストーブに係る技術基準は通達で規定されているが、カセットボンベを使用しないストーブを想定した基準となっており、カセットボンベを使用する小型ストーブを想定した基準が規定されていないことから、通達 [注] を改正し、規制対象化するとともに、技術基準を整備。

[注]液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について(20140901商局第3号)※商務流通保安審議官通達

屋外式力一	トリッジガスストー	ブに係る事故事例

		圧パルル・ファフルハハ・・	<u>/にパッチ以子/バ</u>		
事故 発生日	被害種類	事故通知内容	事故原因		
2007/ 09/16	死亡・ CO中毒	テント内でカセットボンベ式暖房器具を使用中、男性2名がぐったりしているところを発見され、病院に搬送されたが死亡を確認。	屋外専用製品をテント内で使用したことによるCO 中毒であり、誤使用による事故と判断。		
2007/ 12/16	重傷	屋内使用中、子供が前を通った際にスカートに引火し、子供とスカートを脱がせようとした父親も火傷。 当該製品には屋外専用と記載があるが、室内使用を想定した注意事項の記載もあった。	屋外式ガスストーブを屋内使用した際、被害者の 衣類が近接し着火。ガード外には肉眼で確認しづ らい炎が発生することも事故要因と考えられる。		
2010/ 12/29	拡大被害	カセットヒーターを点火後大きな炎が上がり、衣類をかけ消火を試みたが再度燃え上がった。	夜間に玄関先で点火操作を行っており、パイロット バーナーから大きな炎が出たと誤認し、器具栓つま みで消火せず慌てて場所を移動し、衣類を被せた ことが要因と推定される。		
2014 /03/09	火災	屋外専用製品を屋内で使用していたところ、火災 報知機が鳴動し、当該製品及び周辺を損傷する 火災が発生。	転倒防止装置は付いていなかったが、圧力感知安全装置の作動弁は作動状態であり、内部に異常燃焼はみられなかった。当該製品を使用中に転倒し、ガスボンベが過熱し出火したものと推定される。		

屋外式カートリッジガスストーブ





(参考) 屋外式ストーブ



屋内式組込型ストーブ



※NITE事故情報データベースより引用し、概要としてまとめたもの。

4. 屋外式カートリッジガスストーブの規制対象化について②

[液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律]

● 基準策定にあたっては「屋外式力セットストーブ基準策定委員会 [注] 」を設置し検討。関連する構造を有する屋外式ストーブ、屋内式組込型ストーブ等の基準を参考にし、耐熱性等を有する部品及び材料の使用や安全機能を有する設計等の基準案を平成30年2月にとりまとめ。

「注」一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)に委託して設置。委員長は堀 守雄 拓殖大学名誉教授、委員は製造事業者、消費者等から選出。

●パブリックコメント等により意見聴取後、平成30年6月に通達改正·施行(経過措置は2年間)の予定。

屋外式カートリッジガスストーブの主な基準案と関連品目の技術基準との比較

圧がり、「フランカババ」フツエの生十米に以た間口の次間生十との地域						
ストガブ	屋内式組込型	ガスこんろ	屋外式カートリッジガスストーブ(案)			
0	0	0	0			
0	0	0	0			
0	0	〇 (10度)	○(組込型20度、その他10度) 直結型・分離型はストーブでは対象外であったが、カートリッジガスこ んろの規定に準じて10度と規定した。			
×	×	×	0			
×	0	×	×(屋内式特有の規定であり、屋外式の表示等並びに警告表示により規定しないこととした。)			
0	×	×	× (火が消えたとしても視認可能であること等の理由から、雨の中での使用禁止等の表示を行うことにより、規定しないこととした。)			
	トデブ O X X	屋内式組込型 ストーブ C X X X	屋内式組込型 ○<			